

# 「在宅医療に関する薬局・薬剤師 のニーズ実態調査」 結果報告

埼玉県保健医療部薬務課

1

## 第1 調査の背景・目的

### 1 調査の背景

- 「2025年問題」を控え、地域において在宅医療の取組が進められている
- 県内の在宅患者調剤加算を請求している薬局数は、2,752薬局中、465薬局(16.9%)と少ない(H28.1.1現在)

2

# 第1 調査の背景・目的

## 2 調査の目的

- 在宅医療に関する薬局・薬剤師の職能について、他職種の認知度と要望を把握する
- 今後の在宅医療業務推進のための施策につなげる

3

# 第2 調査の方法

- 多職種連携の会議やシンポジウムなどの場で参加者に対してアンケートを実施
- 対象地区
  - 平成27年度在宅医療提供薬局支援事業の一環で、多職種連携事業を実施した。その多職種連携事業に参加した県薬剤師会の10地区  
(さいたま市、朝霞地区、川口地区、  
川越地区、久喜白岡地区、鴻巣地区、  
幸手地区、秩父郡市、所沢地区、飯能地区)
- 調査期間
  - 平成27年4月～平成28年1月

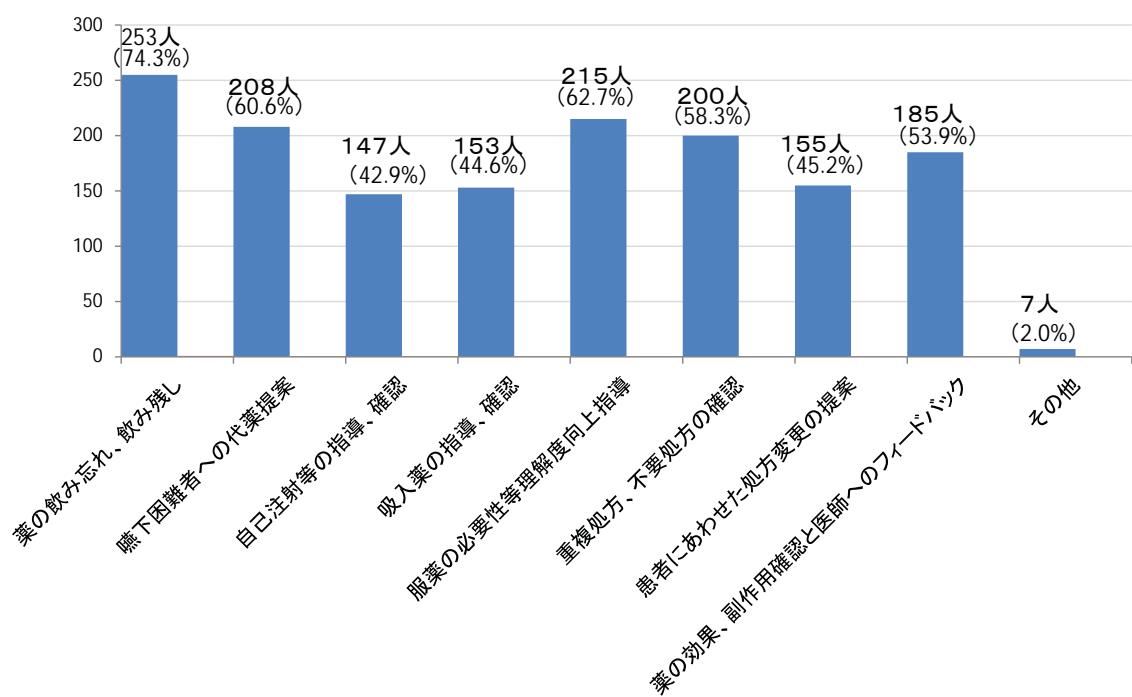
4

# 第3 調査の結果

- 回答者数 10地区薬剤師会で343人
  - ・医療系 105人
  - ・介護系 97人
  - ・その他 139人
  - ・未回答 2人
  
- 回答者が受け持っている在宅患者の直近1か月間の
  - ・薬剤師による在宅支援の利用者数 1,040人
  - ・中心静脈栄養などの無菌調剤利用患者数 107人
  - ・麻薬使用患者数 334人

5

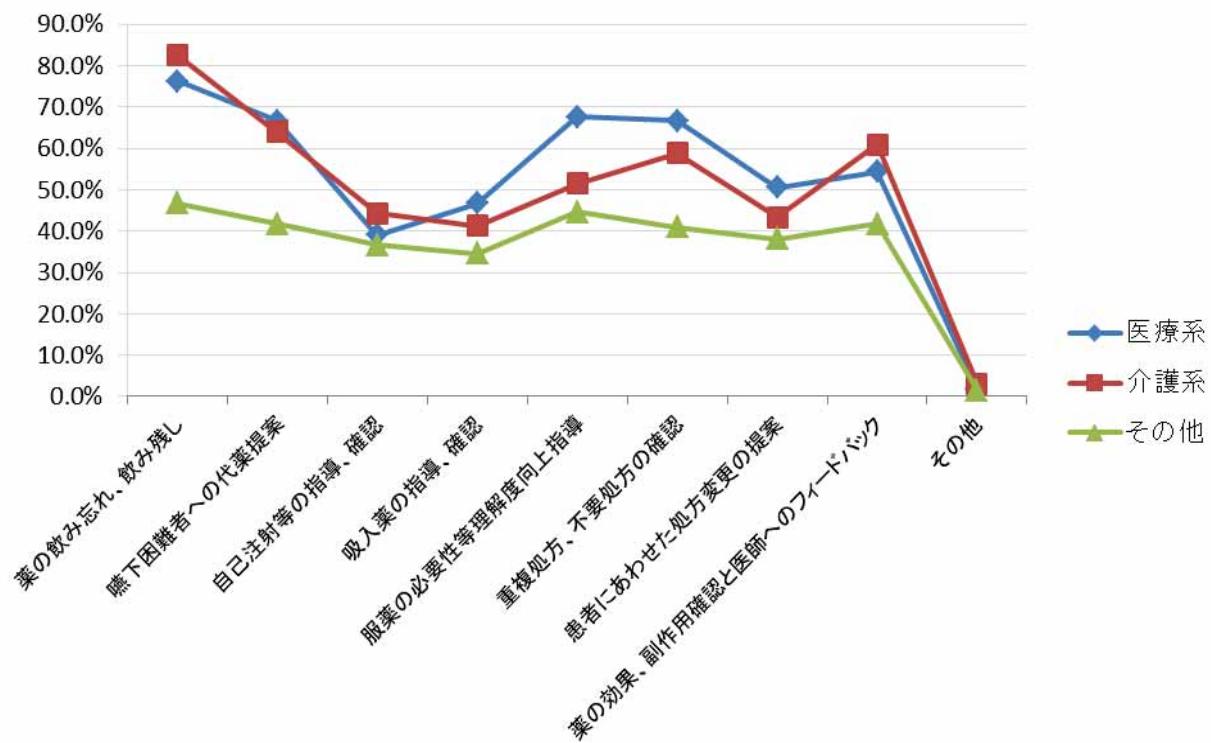
## (1-1)薬の適正使用に関するサービスとして認知されている業務(全体)



全体では、多い順に「薬の飲み忘れ、飲み残し改善のための指導や介入」(74.3%)、「服葉の必要性、目的への患者の理解度向上のための指導」(62.7%)、「嚥下困難なケースにおける、薬剤の粉砕や代替薬の提案」(60.6%)、「他科受診や体調の変化などによる、重複処方や不要処方がないかの確認」(58.3%)であった。

6

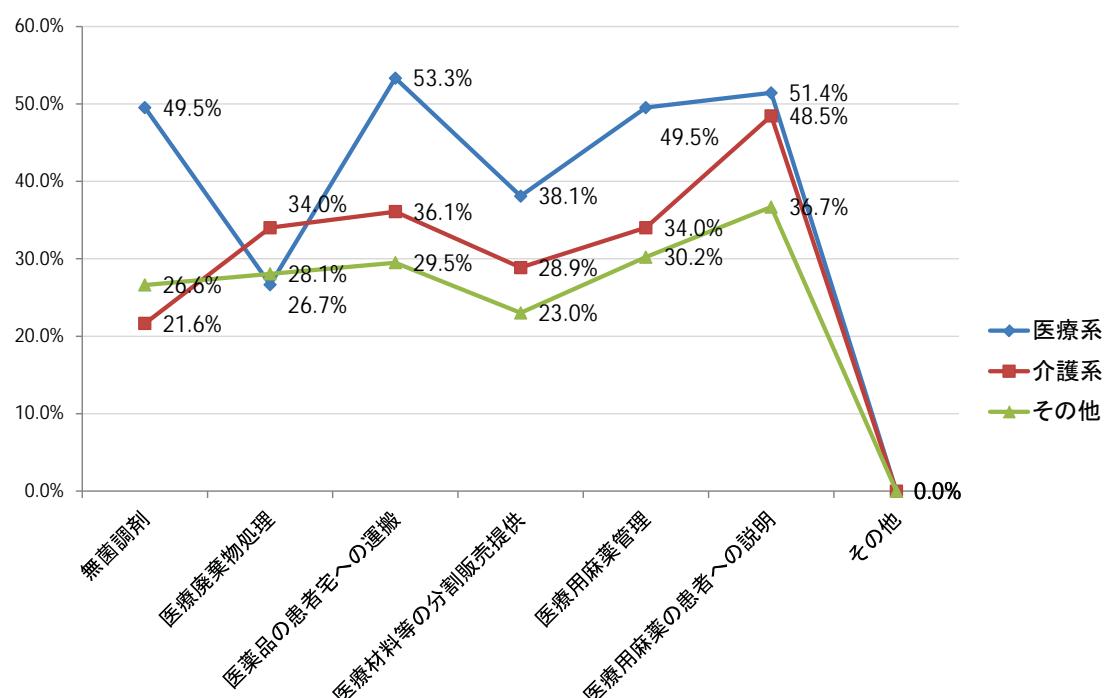
## (1-2) 薬の適正使用に関するサービスとして認知されている業務(職能別)



医療系では、薬の適正使用のためのサービスに関して認知度が高い傾向にある。介護系では「薬の効果・副作用の確認と医師へのフィードバック」の認知度が医療系より高かった。

7

## (2) 薬の保管及び管理に関するサービスとして認知されている業務(職能別)

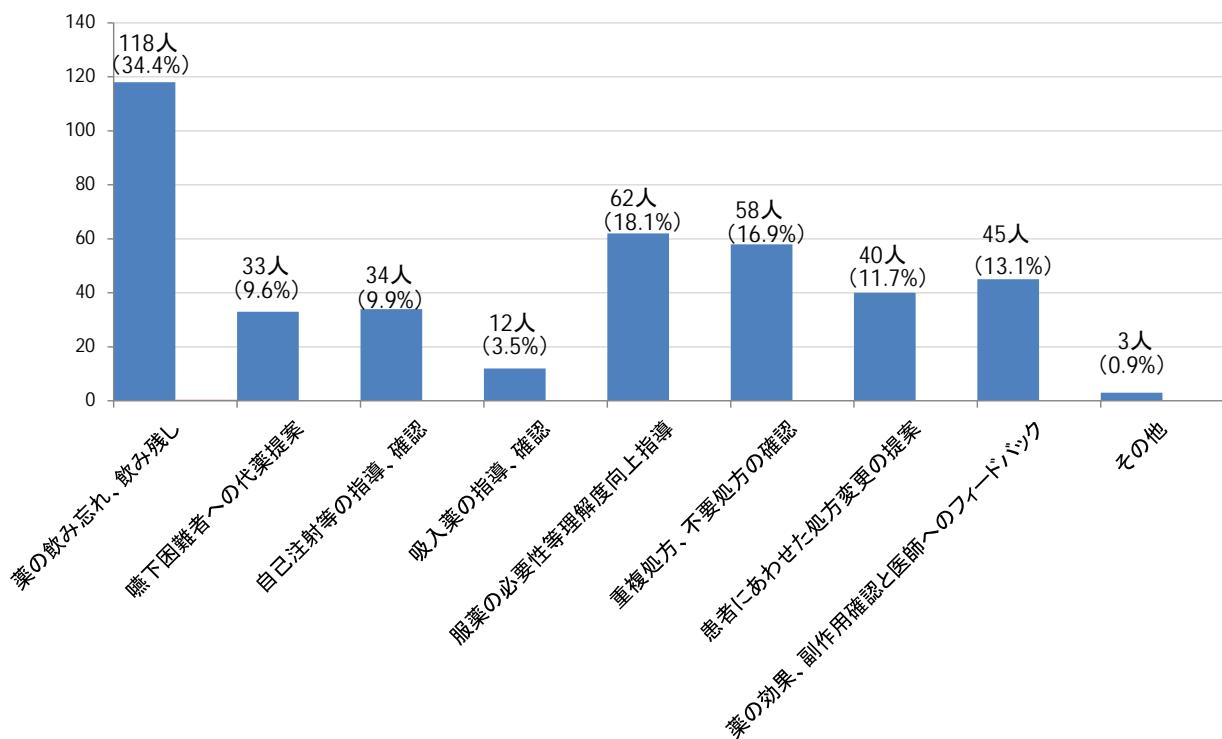


(1)と同様に全体として医療系の認知度が高い傾向であった。

特に顕著なのは、「無菌調剤」の医療系の49.5%に対し介護系は21.6%、「医療用麻薬管理」の医療系の49.5%に対し介護系は34.0%と認知度に大きな差があった。

8

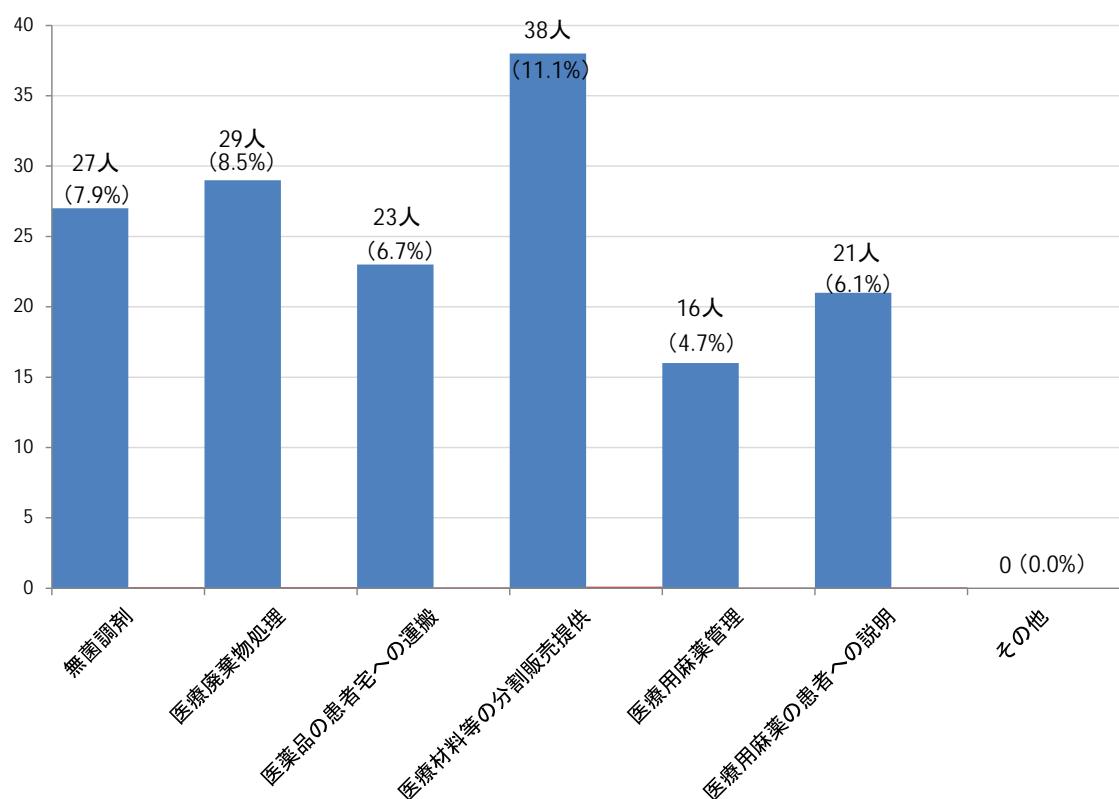
### (3-1) 他職種が苦慮している業務 [薬の適正使用に関するサービス]



「薬の飲み忘れ、飲み残し改善のための指導や介入」が34.4%と一番多かった。全体として、医療系、介護系の差はなかった。

9

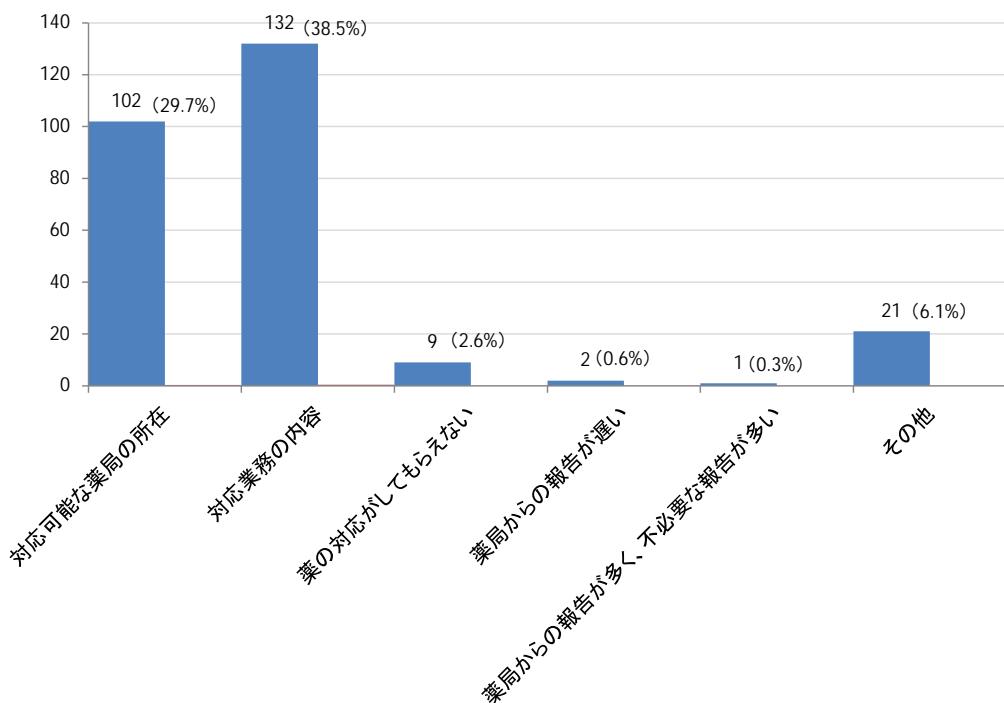
### (3-2) 他職種が苦慮している業務 [薬の保管及び管理に関するサービス]



「医療材料等の分割販売提供」は11.1%と一番多かった。

10

#### (4)在宅支援における薬局との連携で困っていること



「どこまでの業務をやってもらえるか」が38.5%、「在宅支援に対応できる薬局がどこにあるか」が29.7%の順に多かった。

11

## 第4 考察

- 薬の保管及び管理に関するサービスについては、薬の適正使用に関するサービスの項目より全体的に認知度が低い傾向にあった。
- 在宅医療に関わる薬局が行う業務として、「医療材料等の分割販売提供」や「無菌調剤」については認知度が低かった。しかし、「薬の飲み忘れ、飲み残し改善のための指導や介入」や「服薬の必要性等理解度向上の指導」の認知度は高かった。
- 実際に業務を行う中で苦慮しているものとして、「薬の飲み忘れ、飲み残し改善のための指導や介入」が挙げられているが、その他のサービスに満足しているということではなく、重要性についての認識が他職種と薬剤師とで乖離していると推測された。

12

## 第4 考察

- 今後、県薬剤師会と協力して、薬剤師が在宅医療業務として行う調剤業務が、治療効果の発現に大きく影響することなどについて、他職種の方により広く情報提供し認知してもらう必要がある。
- 麻薬を含めた医療廃棄物の取り扱いなどについて、危険性も含めた情報提供が必要である。
- 在宅支援における薬局と他職種との連携については、近隣における対応薬局、対応業務の周知が一層必要である。